

## 合法材・地材地建・認証かごしま材 何が違うの？

「合法材」「地材地建」「認証かごしま材」と似たような言葉が良く使われますが、それぞれ内容が違います。今月はその違いについてまとめてみました。

**合法材**……………今後公共事業に使われる木材や木製品は合法材であることを証明することを求められるようになります。「合法材」とは海外における盗伐や環境を無視した乱伐採を防ぐために、産地の政府が伐採を認めて輸出した材であることの証明を求めたことがスタートとなり、国内でも伐採届を出して、伐採されたものであり、製品に加工されるまでの間に、それ以外の材が混入していないことを証明することが求められるようになりました。そのために、途中の工程に係る業者は「合法性等証明事業者」になることが必要です(既報122号)。即ち、伐採から最終納入まで、合法的に処理された材であることをそれぞれの工程で証明し、次工程へ証明書を発行する必要があります。(トレイサビリティ)「自分の山の木」であっても伐採届を出していなければ合法材とはいえません。また、流通の過程で「合法性等証明事業者」でない者が入った場合は「合法材」とは言えなくなります。なんとなくしっくり来ませんが、外国に「合法材」の証明を求める以上、国産材にも同様の基準を適用しようということのようです。従って、少なくとも公共事業に木製品を納入しようと考えている業者は「合法性等証明事業者」の資格を取っておかねばなりません。

**地材地建**……………鹿児島県内の各地域で育った材を地域の業者が加工して建築することを言います。これは、鹿児島県の造語で、地産地消をもじって作られたものです。この場合も本来は伐採届を出さなければならないことになっていますが、現実的には「自分の山」だからといって、伐採届も出されていないケースが多いのではないのでしょうか。今後は伐採届も厳しく要求されるようになるでしょう。

**認証かごしま材**……………地材地建の活動の中で、鹿児島県内で育った材を県内の認定工場でJASに適合した木材として乾燥までした、高品質の木材を「認証かごしま材」といいます。杉構造材の乾燥技術は難しく高温乾燥が主流になっていますが、内部割れや靱性劣化、ボルトの錆発生など、解決しなければならない問題も多くあります。現在、構造材17工場、集成材3工場、造作・下地材等9工場、合計22の認証工場(重複取得あり)があり、そのその技術向上に努めています。

以上簡単に説明しましたが、この3つの関係は「合法材」の一部として「地材地建」があり、またその一部として「認証かごしま材」が位置づけられています。これらの言葉の区別をはっきり理解して対応していきたいですね。

### 【情報】

**法人会特別講演会があります!**

演題 「サツマイズム～時代の節目に薩摩が動く」

講師 島津 義秀 氏 (精矛神社宮司 加治木島津家当主)

日時 平成19年5月18日(金)PM3:00~4:30

場所 サンロイヤルホテル

参加費 無料

### 【定休日】

5月は4, 5, 6, 13, 19, 20, 26, 27日となります

6月は2, 3, 9, 10, 16, 17, 23, 24日となります

ご協力お願いします。

